資料2

第3編

基本計画

【赤字】前回委員会資料からの加筆・修正箇所

<施策体系>

復興の	・ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
基本方針	施 策	取組
産業と希	施策1 農林水産業の再興	(1)農業の再開 (2)林業の再開・漁業の再開 (3)魅力ある地場産品づくりと販売力強化 (4)鳥獣被害対策
産業と仕事づくり夢と希望のある	施策 2 新たな産業と雇用の創出	(1)商工業の振興 (2)企業誘致の推進 (3)就労支援・人材育成 (4)観光・交流の推進
Ⅱ ±	施策1 子育て環境・学校教育の充実	(1)子育て環境の充実 (2)学校教育の充実
人づくり	施策2 生涯学習環境の充実	(1)生涯学習環境の充実 (2)文化財保護・伝統芸能の継承
くりを担う	施策3 震災の記憶の伝承	(1)震災の記憶の伝承
Ⅱ住帰	施策1 帰還困難区域の再生	(1)帰還困難区域の再生
みよいに	施策2 社会基盤の維持・整備	(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備(2) 上下水道の整備(3) 交通網の充実
環境づくり	施策3 防災・安全の強化	(1)防災・安全の強化 (2)防犯・防火・交通安全の強化
	施策4 ゼロカーボンシティの推進	(1)ゼロカーボンシティの推進
IV +健	施策1 健康づくりの推進・医療の充実	(1)健康づくりの推進・医療の充実
まちづ	施策2 介護・福祉の充実	(1)介護・福祉の充実
石とり	施策3 放射線による健康不安への対策	(1)放射線による健康不安への対策 (2)除染等の推進による安全対策
V _能 絆	施策1 被災者生活支援・絆の維持	(1)被災者生活支援 (2)絆の維持
	施策2 移住・定住の推進	(1)移住・定住の推進
能なまちづくり	施策3 地域コミュニティ活動の推進	(1)地域コミュニティ活動の推進
り菅	施策4 復興を推進させる行財政運営	(1)復興を推進させる行財政運営

第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり

夢と希望のある産業と仕事づくり 復興の基本方針Ⅰ

施策1 農林水産業の再興

(1) 農業の再開

町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します。

(2) 林業の再開・漁業の再開

町の豊かな海、山、川を再生し漁業・林業の再開を推進します。

(3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化

地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます。

(4) 鳥獣被害対策

イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます。

施策2 新たな産業と雇用の創出

(1) 商工業の振興

町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます。

(2) 企業誘致の推進

新たな産業の誘致を推進します。

(3) 就労支援・人材育成

町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援、浪江町の 将来を担う復興をリードする人材の育成・確保に取り組みます。

(4) 観光・交流の推進

町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様 子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。

施策1 農林水産業の再興

(1)農業の再開

◆町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します

- ◆ 除染が完了した地域から、農事復興組合による農地の保全管理に取り組んでいます。平成 26 年度から花き、平成 27 年度から水稲や野菜の出荷販売が始まり、年々作付面積は増加の傾向にあります。 ①
- ◆ しかし、一部の地域ではため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧が完了しておらず、営農再開や地元での維持管理に支障がある状況となっており、引き続き対策や復旧を進めていく必要があります。 ①
- ◆ 農業用水路等が利用可能になった農地において、作付が再開された農地面積は84ha(令和2年度)から670ha(令和6年度)に拡大していますが、今後も営農再開を一層加速させていく必要があります。特に、特定復興再生拠点の営農再開が住民の帰還や交流・活動を活発化させるうえで重要です。②であり、農業、農地を守るため「地域計画」を策定し、担い手の確保や農地集約を実施していきます。
- ◆ 加えて、長期の避難により、震災前に使用していた農業用の機械や施設の多くが使用できない状況となっているため、機械導入や施設整備への支援が必要となっています。 ③
- ◆ 担い手不足対策として、新規就農者確保のため町独自の収入補填や家賃補助に取り組んでいます。さらに、限られた担い手で効率的に農地を管理していくためには、担い手への農地の集積や、ほ場整備等による大区画化により農業の生産基盤強化を進めていく必要があります。収穫期など、短期的・突発的対応に必要な人材が不足している状況もあり、農繁期等における労働力の確保も求められます。 ④
- ◆ 農業を次世代につなぐため、若者などの新規就農や法人の参入を進めつつ、農業関係者の連携強化やスマート化による省力化・効率化により、就農しやすく持続可能な営農環境整備を進めていく必要があります。
- ◆ 震災前に盛んであった畜産業については、研究・研修機能や国内有数の最先端設備 を備えた大規模畜産施設の整備を活かし、今後も推進に向けた検討を進めていく必要 があります。 6

- ◆ ため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧と農業、農地を守るための「地域計 画」の策定を推進し、避難指示解除区域全域で営農再開や地元での維持管理ができる 環境を再生します。
 (1)(2)
- ◆ 乾燥調製、加工、集出荷施設等の共同利用施設整備やほ場整備等の生産基盤強化に より、効率的な農業に取り組める環境整備を推進するとともに、営農者の経営安定に 資する取り組みを推進します。 103
- ◆ 公益財団法人福島相双復興推進機構(以下「福島相双復興官民合同チーム」という。) や公益社団法人農地中間管理機構と連携し、農地等を貸したい農家から担い手へ農地 集積を推進するとともに、機械導入や施設整備、リスキリング、町内農業者による新 規就農者へのサポートなど経営発展への支援に取り組み、意欲ある担い手の育成を図 ります。4
- ◆ 担い手不足対策としては、就農相談や女性農業者育成による新規就農の推進、農業 の法人化、農業法人の誘致等に取り組むほか、繁農期の短期・短時間の労働力確保を 支援します。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「イノベ機構」 という。)や浜地域農業再生研究センター、F-REI等の研究機関と連携し、スマ ート農業等の新しい技術の活用により、農作業の省力化や農作物の品質向上を図り、 農業者が将来に夢と希望をもって従事できる環境づくりに取り組みます。

 5
- ◆ 畜産業の再生に不可欠である大規模畜産施設においては、酪農業の再生のみならず、 構築連携による資源循環型農業、除染により失われた地力を回復させるため生成され た堆肥の活用、乳製品の加工も推進します。 6

施策の展開

ア 農業の担い手の確保 イ 営農再開の推進 (1)農業の再開 ウ 農業生産基盤の再生と強化 エ 農業を再開できる環境の再生

● 浪江町農業再生プログラム 関連する 主な個別計画

● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

成果指標名	現在値	目標値
作付面積	670 _{ha}	1,200 _{ha}
TFIN Щ價	(令和6年度)	(令和 12 年度)

(2) 林業の再開・漁業の再開

◆町の豊かな海、山、川を再生し、漁業・林業の再開を推進します

- ◆ 水源のかん養や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の増進を図るため、森林施業の重要性が高まっています。特に、生活圏と接している里山については、継続的な森林整備を実施する必要があるほか、空間放射線量が高く環境回復のための効果的な手法が確立されていないことや、林業就業者の高齢化や担い手の不足といったところも課題となっています。 ①
- ◆ そのため、避難指示解除区域では、県の「ふくしま森林再生事業」を活用し、長期間管理不能であった森林の整備と放射性物質対策を一体的に行い、森林の多面的機能の維持増進を図る取組を実施しています。令和3年度からは、里山再生事業を活用し、山林の空間線量の測定や除染、森林環境整備等の各種事業を進めています。 2
- ◆ 県内の林業・木材産業の再生と新たな雇用創出を目的として棚塩産業団地に「福島 高度集成材製造センター(以下「FLAM」という。)」を整備しました。令和7年開 催の大阪・関西万博会場に設置された、巨大木製リングの大屋根の一部に、浪江町内 で加工された集成材が使用されています。 ③
- ◆ 津波で被災した沿岸部においては、潮害・飛砂・風害の災害防止のため、県と連携 して海岸防災林を整備しています。
- ◆ 水産業については、漁業関係者の意見を反映して令和元年度に請戸漁港の水産共同利用施設と水産加工団地の一部が完成し、令和2年度に市場での競りが再開されるとともに、水産加工団地で加工事業が再開しています。寒流と暖流が交わる豊かな漁場である請戸の海でとれた「請戸(うけど)もの」は魚の身質が良く、全国の市場で高い評価を受けています。 5
- ◆ 全ての魚種で出荷制限が解除され、非破壊全量検査システムの導入による安全で安心な漁業を再開しました。令和7年度現在は試験操業から本格操業への移行期間となっていますが、水産資源保護や魚価維持の観点などから出漁回数などの制限が継続しています。 6
- ◆ ALPS処理水の海洋放出にかかる風評被害の抑制とともに、漁業の復興に資する、 販路拡大等の販売促進策の検討や、持続する漁業に向けた次世代の担い手確保も進め ていく必要があります。 ⑦
- ◆ 内水面漁業については、さけふ化・放流事業の再生に向け、請戸川さけ放流施設の整備を進めるとともに、町内の内水面漁業協同組合と連携しながら、遊漁再開に向けて河川の魚類のモニタリング調査や、さけ・アユ・ヤマメ等の稚魚放流を行っています。引き続き、内水面漁業再生に向けた河川環境・漁業環境の回復・保全に取り組みながら、継続的に種苗生産や稚魚放流に取り組んでいく必要があります。 ⑧
- ◆ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)等が、福島長期環境動態研究を請戸川(高瀬川を含む)で実施しており、時間経過とともに河川敷空間線量率は低下の傾向にあります。 9

- ◆ 国、県、町が一体となり、これまで実施してきた国の「里山再生モデル事業」の後継事業である「里山再生事業」や県の「ふくしま森林再生事業」の継続、加えてFL AMと連携した森林施業により、森林・林業・木材産業の再生に向けた実証・取組を推進します。また、スマート林業の新しい技術の活用により、林業の省力化に取り組みます。 23
- ◆ 県と連携した海岸防災林の整備を引き続き推進し、潮害や風害、津波などの被害を 防止・軽減する森林を形成します。 4
- ◆ 請戸漁港に市場など必要な施設の復旧が完了したので、今後は安全で高品質な「請 戸もの」ブランドを町内外全国に情報発信する広報活動を進め、ブランドの認知度向 上と魚価の向上を支援します。 <mark>⑤</mark>
- ◆ 内水面漁業については、泉田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合等関係機関と連携し、放射性物質に関するモニタリング調査の継続、やな場・ふ化場の整備など、さけ漁・遊漁の再建を支援します。 89
- ◆ 浪江町における林業や漁業の持続性を確保していくため、「業」としての収益性向上を図っていくとともに、広報活動の推進や各種研修機会の提供等を進め、優良な担い手の確保を進めていきます。 10607

施策の展開

(2) 林業の再開・漁業の再開

ア 林業の再開

イ 漁業の再開

関連する 主な個別計画

浪江町森林整備計画

成果指標名	現在値	目標値
森林整備済面積	148 ha	400 ha
	(令和6年度)	(令和 12 年度)
漁獲高	242,000 千円/年	340,000 千円/年
/////X[H]	(令和6年度)	(令和 12 年度)

- (3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化
 - ◆地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます

- ◆ 本町及び福島県では、生産段階(産地・生産者)、流通段階、消費段階において放射性物質の検査を行い、検査の結果について公表するとともに、安全性が確認された食品のみを出荷しており、風評被害払拭に向けた取組が着実に進んでいます。 ①
- ◆ 近年の浪江地場産品の展開については、生産者や事業者、大学等との連携による商品の開発、町のポータルサイトやSNS、道の駅なみえにおける商品販売やイベント 実施などを通じた情報発信を行っています。②
- ◆ 伝統工芸品である大堀相馬焼については、震災後の復興支援の一環として、浪江町 の窯元と協力し、隈研吾氏による新たなデザインの器を開発が進められました。 3
- ◆ 平成 31 年 3 月 11 日から開始されたふるさと納税制度により、返礼品として町の地場産品を活用し、積極的な P R を行っています。令和 5 年時の年間寄付額は約1,200 万円となっており、今後ともさらなる町の魅力の発信強化が必要です。④

- ◆ 農産物、水産物、地酒、大堀相馬焼(国指定伝統的工芸品)などの既存地場産品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、町内での農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより風評被害払拭を図ります。 123
- ◆ 福島県内はもとより、首都圏などのより広域的なPR展開を図るとともに、民間企業との連携やふるさと納税制度の活用、オンライン販売等の支援、地元利用の仕組みづくりにより、地場産品の販路拡大に努めます。 34
- ◆ また、地場産品を<mark>地域内で積極的に率先して町内で活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化(生産・加工・販売の一元化)支援などを積極的に行います。 ④</mark>

施策の展開

(3) 魅力ある地場産品づくりと 販売力強化 ア 町内産農林水産物の安全性の情報発信

イ 地場産品の付加価値向上と販路の拡大

成果指標名	現在値	目標値
道の駅販売額	679,913 _{千円/年} (令和 6 年度)	780,000 千円/年 (令和 12 年度)
ふるさと納税返礼品数	305 種類 (令和 6 年度)	315 種類 (令和 12 年度)

(4) 鳥獸被害対策

◆イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます

- ◆ 町内全域でイノシシ、ニホンザル、カワウ等による鳥獣被害が発生しており、令和 6年度の累計捕獲数はイノシシ 197 頭、アライグマ 12 頭、ハクビシン 5 頭となって おり、イノシシについては令和 3 年度の 536 頭をピークに、近年は減少傾向にありあります。一方でまた、全国的には山から降りてきて住宅地などの生活空間に出没する クマの増加なども懸念されています。 ①
- ◆ 浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整や河川の竹林伐採等の生息環境管理を行い、人の生活圏と野生鳥獣の生活圏との住み分けによる被害抑制に取り組んでいます。 ②
- ◆ また、農地・住宅住宅・農地への鳥獣被害防止柵の設置等を支援してきましたが、 依然として、防止柵設置後の管理不全等による被害の発生や、狩猟免許取得者の高齢 化、捕獲隊人員の不足も発生や人員も不足しています。<mark>③</mark>
- ◆ 避難地域等における安全・安心な住環境整備に向けて、平成28年度に避難12市町村鳥獣被害対策会議が発足し、国、県、避難12市町村による広域連携の対策が進められています。
 ④

- ◆ また、農地・住宅住宅・農地の鳥獣被害防止柵の設置を支援するとともに、防止策 設置後の維持・管理に関する技術提供も図<mark>ることにより、より効果的な住宅被害や農 業被害の防止に取り組みます。</mark>3
- ◆ 狩猟免許に関する情報発信等を支援し、有害鳥獣捕獲人材の確保・育成を推進します。<a>3
- ◆ 効率的な鳥獣被害対策の推進のため、避難 12 市町村鳥獣被害対策会議やF-RE Iと連携し、情報の共有、モデル実証事業の推進などに取り組みます。 ④

施策の展開

関連する 主な個別計画

● 浪江町鳥獣被害防止計画

成果指標名	現在値	目標値
有害鳥獣被害件数(農業)	8 件/年 (令和 6 年度)	3 件/年 (令和 12 年度)
有害鳥獣被害額(農業)	2,000 _{千円} (令和 6 年度)	750 _{千円} (令和 12 年度)
有害鳥獣被害件数(住宅)	5 件/年 (令和 6 年度)	5 件/年 (令和 12 年度)

施策2 新たな産業と雇用の創出

(1) 商工業の振興

◆町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます

- ◆ スーパーマーケットの誘致、道の駅の整備、更には飲食店やコンビニエンスストア、その他小売業や理美容店も再開・創業も増えてきておりを果たし、少しずつ町内の買い物環境等が向上しています。しかし、町民の豊かな生活に必要な専門店などの再開は不十分であり、更なる事業再開・創業支援が必要となっています。
- ◆ 浪江駅周辺については、令和3年3月に浪江駅周辺整備計画を策定し、浪江駅東側 エリアを居住・交流・商業の各機能を一体的に配置する人が中心のコンパクトな新生 活ゾーンと位置づけ、公設商業施設の整備を進めています。 ②
- ◆ 町では、国や県の補助事業に加え、水道光熱費、食材購入費等への独自の補助事業により、町内での事業再開・創業の支援を行うとともに、町内の経済活性化のため、プレミアム付商品券を発行してきましたが、今後は、より自立的な事業継続に向けた支援が必要となっています。 ③
- ◆ また、駅前を中心とする中心市街地での商店街の再生に向け、商工会等関係機関との更なる連携を図る必要があります。
- ◆ 産業再生に重要な物流環境の回復については、これまで町内事業者が連携し、共同 配送事業を行いながら、物流業者に対して路線便の回復を要請してきたことにより、 一部が回復しましたが、本格的な環境回復に向け、さらなる要請活動が必要です。

- ◆ 町内では240を超える事業者(令和7年3月時点)が再開・創業を果たし、少しず つ町内の生活利便性が向上してきました。今後とも、事業再開・創業を促進するため、 福島相双復興官民合同チーム、商工会等関係機関と情報交換を密に連携し、事業者に 寄り添った相談体制の強化を図るとともに、様々な機会を捉え支援策等についての情 報を発信します。 ①
- ◆ また、事業再開・創業の際に活用できる国・県補助金等の支援の継続を求めるとともに、町内での事業継続ができるよう、事業者ニーズに対応した支援策や物流環境の改善についても適時適切に実行いたします。 135
- ◆ また、浪江駅周辺整備事業やF-REI<mark>施設</mark>の立地を活かし、町の商業活性化のために浪江駅周辺の中心市街地をはじめ町内での商業・事業の再開や新規創業支援について商工会等関係機関と検討を進め、商業機能回復による町の再生を図っていきます。
 ②④

施策の展開

(1) 商工業の振興

ア 町内での事業再開・新規開業・継続経営への支援

成果指標名	現在値	目標値
町内事業者数	240 _{事業者}	265 _{事業者}
门子水日外	(令和6年度)	(令和 12 年度)

(2)企業誘致の推進

◆新たな産業の誘致を推進します

- ◆ 藤橋産業団地、北産業団地及び棚塩産業団地、南産業団地、棚塩RE100産業団地 を整備し、多くの新たな企業が進出しています。また、さらなる企業の受入に向け、 (仮称)川添産業団地や(仮称)室原産業団地、(仮称)請戸産業団地などの整備検討を進 めています。
 ①
- ◆ 新たな産業の誘致の場である棚塩産業団地では、イノベ構想に基づくプロジェクトとして、世界最大級の水素製造能力を有するFH2Rや福島RTF浪江滑走路が運用されています。また、将来的なCLT(直交集成板)製造を視野にいれたFLAMを整備するなど、様々な先進施設や研究機関が集積する知と産業技術の先端拠点が形成されはじめています。 しました。
- ◆ 町内ではイノベ構想に基づくプロジェクトを核として、水素利活用拡大に向けた 様々な実証やドローンのテスト飛行等先進的取組も実施されており、町内の経済・産 業に好影響を与え、魅力的な雇用の場の形成に貢献しています。各大学の復興に関す る「知」を活用し、イノベーションを生み出す高度な人材育成基盤を構築する「復興 知事業」については、大学生等が卒業後にこの地域に就職・定着したり、大学等との 連携による地域の子ども・若者、社会人等への教育プログラムが展開されるなど一定 の成果が得られており、復興を担う人材育成のため引き続き重要です。 ③
- ◆ 今後とも、適切な産業用地の確保とイノベ構想やF-REIの立地、浪江国際研究 学園都市構想に基づくプロジェクト関連産業の誘致とともに、地域経済への波及効果 を促進するため、プロジェクト関連産業と地場産業との連携をより一層推進していく 必要があります。
 ④

- ◆ 町民の帰還や移住・定住の推進には、魅力ある仕事づくりが必要です。FH2Rや福島RTF浪江滑走路、F-REI等が立地する魅力ある研究・実証環境の発信と国・県等の各種復興関連支援制度活用による積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。 ②③
- ◆ また、事業者、大学等との連携によるリビングラボ事業の展開やドローンの研究開発・テスト飛行、自動運転等新たなモビリティサービス[※]及び水素関連の実証、あわせて立地企業との連携によるカーボンニュートラル[※]に向けた蓄電池関連産業の集積や低炭素素材・資材等の研究開発・実用化、実験・実証の可能性を拡大する規制緩和や特区化に向けた国・県への働きかけなどのイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。②③
- ◆ F-REIと連携し、5つの研究分野(ロボット/農林水産業/エネルギー/放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用/原子力災害)に関する知見、研究成果の発信による、関連産業の誘致拡大及び地元企業との連携強化に取り組みます。また、町内における様々な課題解決に資するF-REIの最先端技術の社会実装が図られるよう、受け皿となるフィールド等の環境整備を進めていきます。 4
- ◆ 町内で活動する企業や大学等が入居する産官学連携施設を整備し、イノベ構想関連 企業や大学と町内事業者のマッチングを促進することで、新たな産業を継続的長期的 に生み出す環境サイクルを構築します。
- ◆ 町内動向を踏まえ、適切な産業団地の確保を進め、イノベ構想関連の先端産業等の 受入体制の強化を図ります。 123
- ◆ また、企業誘致を強力に推進するため、新たな産業団地の整備をはじめ、町独自の 企業立地・雇用創出支援により、産業団地以外の町内への企業誘致にも積極的に取り 組みます。 104
- ◆ 関係団体が主催する企業立地セミナー等に参画・出展するほか、自主的な企業訪問を行い、本町への立地の優位性等をPRしながら、地域産業に裨益する企業誘致を戦略的かつ積極的に推進します。 ④

施策の展開

(2)企業誘致の推進

ア 町内での企業や大学の研究活動・実証の推進

イ 企業誘致活動の強化

成果指標名	現在値	目標値
RTF 浪江滑走路の利用回数	200 件/年 (令和 6 年度)	300 件/年 (令和12 年度)
産業団地への立地事業所数	15 _{事業所} (令和 6 年度)	25 _{事業所} (令和 12 年度)
実証事業実施数	3 件/年 (令和 6 年度)	6 件/年 (令和 12 年度)

- (3) 就労支援・人材育成
 - ◆町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援、<mark>浪江町の将来を</mark> 担う復興をリードする人材の育成・確保に取り組みます

- ◆ 新たな企業の進出による雇用の場を確保するため、産業団地を整備しています。加えて、町内では事業者が少しずつ再開・創業を果たしています。
- ◆ 勤労者福祉センター内にハローワークの派出となる「浪江町地域職業相談室」を設置し、専門相談員が職業相談、職業紹介を行っています。また、地域おこし協力隊* の制度を活用し、復興に関する取組の担い手の確保とともに、後継者不足に悩む「大堀相馬焼」の窯元へ隊員を派遣し、町の伝統や技術を受け継ぐ担い手の確保に取り組んでいますが、任期終了後の町への定着が課題となっています。 ②
- ◆ さらに、関係機関(浪江町地域職業相談室、福島広域雇用促進支援協議会、ふくしま生活・就職応援センター等)と連携して就職相談会、企業説明会・面接会、技能習得支援などの実施や情報提供を行い、就労支援をしています。 3
- ◆ 今後とも積極的な企業誘致活動や事業者の再開・創業支援を行い、帰還町民や移住・ 定住者に向けて働く場を確保していくことが必要です。あわせて、高校生や若者、高 齢者、障がい者、外国人など、あらゆる方々が働くことへの達成感を感じながら暮ら すことができる環境づくりに取組む必要があります。 ④
- ◆ F-REIの立地を受けて、F-REIや大学などとの連携により、小中学生に科学の楽しさを知ってもらう体験教室や町民・商工会員向けのセミナーを開催しているほか、実証事業受入能力の向上に向けて国の「浜通り復興リビングラボ」に参画しています。水素の利活用推進や福島イノベーション・コースト構想及びF-REIにおける研究開発の成果を踏まえた産業振興・社会実装に向けて、その担い手となる人材の育成も求められます。 ⑤

- ◆ 帰還の促進と移住・定住の推進を図るため、今後とも、浪江町地域職業相談室等関係機関と連携し、職業相談や求人検索・紹介等様々な就労支援の拡充を図るとともに、きめ細かな情報提供に取り組みます。 ②
- ◆ また、産業後継者の確保の課題に対して、地域おこし協力隊制度等を引き続き活用 し、町の重要な産業の担い手の確保と育成に取り組みます。 ②
- ◆ さらに、帰還・移住、年齢、性別を問わず、誰もが働く機会を得られるよう、積極的な企業誘致活動を行うとともに、事業再開・創業しやすい環境整備を行い、就労機会を創出します。高齢者には、生きがいづくりのため軽作業等などの雇用の場を創出します。 ①④
- ◆ 誘致企業や事業者の人員確保のため、地元高校生を招いた企業案内会や合同での企業就職説明会の開催、更には関係機関による人材確保支援などを積極的に進めていきます。 3
- ◆ F REI立地による研究成果を踏まえた産業振興・社会実装に向けて、また、将来の浪江町を担うさらなる復興をリードする人材育成のため、産学官の連携や新規参入・事業拡大を目指す企業の人材育成支援、若者が先端技術にふれあう機会の提供により、将来の浪江町を担う人材を育成します。を図っていきます。

施策の展開

(3) 就労支援・ 人材育成

ア 就労支援の充実

イ 将来の浪江町を担う人材の育成・確保

成果指標名	現在値	目標値
ハローワーク浪江町 地域職業相談室相談件数	602 件/年 (令和 6 年度)	850 件/年 (令和 12 年度)
セミナー等参加者数	84 人/年	108 人/年
(F-REI 町内機運醸成促進事業)	(令和 6 年度)	(令和 12 年度)

(4) 観光・交流の推進

◆町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子 等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します

- ◆ 令和2年8月に復興のシンボルであり、町の魅力を発信する交流・情報発信拠点である「道の駅なみえ」が産地直売所、キッズスペース(遊び場)、フードテラス、ベーカリー等を備えてプレオープンし、その後、陶芸体験も可能な「地場産品販売施設(酒蔵等)」の開設に合わせて、令和3年3月にグランドオープンしました。
 ①
- ◆ 「道の駅なみえ」の交流広場では定期イベントを開催しています。さらに、町では 多様なイベントの開催や県外各地物産展への出展を行っています。また、様々な機会 を捉えてPR動画・パンフレットを活用するとともに、町を応援するアイドルや団体 と連携して町の魅力を全国各地に発信しています。 ②
- ◆ また、「十日市」や「相馬野馬追」など伝統行事や春・夏・秋まつりなど様々なイベントの開催により、町民が町内で交流する機会が増えてきています。さらに、町内の宿泊拠点として「いこいの村なみえ」の再開や民間ホテルの創業など、町民や訪問者が町に滞在できる環境が整いました。いこいの村なみえ周辺は桜・つつじの名所としても知られる丈六公園や、高瀬野球場も整備され、レクリエーションにも適した場所となっています。 3
- ◆ 今後は、移住・定住に向けたきっかけにもなる、国内外からの交流人口や関係人口 移住・定住人口の拡大につなげるため、観光振興ビジョンのもと、民間事業者などと 連携し、「道の駅なみえ」を軸に、「震災遺構浪江町立請戸小学校」等アーカイブ施設、 令和7年度の事業完了を目指す「福島県復興祈念公園」、先端的なイノベ構想関連施 設、観光資源等を活用して、町に訪れたくなる、町ならではの体験を味わえる仕組や 体制づくりが必要です。 4

- ◆ 地域づくりを住民、事業者、県や周辺都市と一体となって推進するための観光振興のあり方や取組をまとめたビジョンの策定等を検討します。
- ◆ 「道の駅なみえ」は交流・情報発信拠点として機能を発揮するほか、いつでもふるさ とに気軽に立ち寄れる町民の交流の場として、更には、イノベ構想や先端技術による水 素社会の実現への取組等を体感できる展示を活用して、視察・教育の場とします。
 ①
- ◆ また、「道の駅なみえ」を軸に、被災経験を伝える「東日本大震災・原子力災害伝承館」・「震災遺構浪江町立請戸小学校」・「丈六公園」・「福島県復興祈念公園」、先進的な取組のイノベ構想関連施設、「さけやな場」をはじめ、今後再開を目指す「高瀬川渓谷」「海水浴場」などの観光・交流資源を有機的に結びつけ魅力を発信します。 23
- ◆ あわせて、福島水素エネルギー研究フィールドを核とした「なみえ水素タウン構想」 に基づく、水素社会実現に向けた先進的な取組みを体感できる展示紹介施設等の検討 や周辺自治体や関係団体との連携を深め被災地域を学びの場とし、復興ツーリズムな ど周辺自治体や関係団地との連携を深め被災地域を学びの場とする広域的に観光周 遊するツアー等を民間企業と連携しながら造成するとともに、社員研修や修学旅行で の来訪等へのニーズ調査等も検討しながら、観光商品としての販路についても調査・ 検討し、周遊観光の強化を図ります。 ④
- ◆ さらに、多様なイベントの開催や伝統行事等の再生と魅力向上、農業や陶芸など体験型観光の充実を推進するとともに、町の魅力をPRする動画・パンフレット等コンテンツ*の充実や行政・団体・町民の協働による観光人材の確保・育成と観光組織体制の構築を検討します。加えて町のマスコットキャラクターを活用するとともに、町の復興を支援するアイドルや団体等と連携し、様々な機会を捉えてPRコンテンツの活用などにより全国各地へ町の魅力を広める活動を進め、関係・交流人口の拡大を図ります。 34
- ◆ また、外国人観光客に向けて、外国語併記の案内板設置や外国語の観光パンフレットの配布等、受入体制の整備を推進します。 ④

施策の展開

ア 観光振興のあり方の検討

(4) 観光・交流の推進

イ 観光・交流イベントの充実

ウ 周遊観光の推進及び誘致宣伝の強化

エ 広域連携による観光・交流の推進

成果指標名	現在値	目標値
道の駅来場者数	592,511 人/年	700,000 人/年
色的颜色数	(令和 6 年度)	(令和 12 年度)
観光客入込数	(確認中) 人/年	(検討中) 人/年
既儿台八处奴	(令和6年度)	(令和 12 年度)
観光・交流イベント来場者数	107,728 人/年	150,000 人/年
	(令和6年度)	(令和 12 年度)

第2章 未来を担う人づくり

復興の基本方針 || 未来を担う人づくり

施策1 子育て環境・学校教育の充実

(1) 子育て環境の充実

子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。

(2) 学校教育の充実

学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に取り組みます。

施策2 生涯学習環境の充実

(1) 生涯学習環境の充実

生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きが いづくりを推進します。

(2) 文化財保護・伝統芸能の継承

文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取 り組みます。

施策3 震災の記憶の伝承

(1) 震災の記憶の伝承

震災の記憶の伝承に取り組みます。

施策1 子育て環境・学校教育の充実

(1) 子育て環境の充実

◆子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます

- ◆ 浪江町では令和6年度に「浪江町こども計画」を策定し、次代を担う子どもたちが 健やかにのびのびと育っていくために、すべての子どもと子育ての段階に応じた支援 の総合的な取組を推進しています。 ①
- ◆ 子育て世代が安心して子育てするためには、妊娠期から出産期、新生児期からの子どもたちの成長過程に応じて、子育て環境への不安の解消や経済的負担の軽減などの支援体制が必要です。また、令和6年3月に実施された「子育てに関するニーズ調査」では、「子育て支援で期待すること」として「小児医療体制の整備」、「地域の保育サービスの充実」、「子どもが安心して遊べる施設の充実」が多く回答されており、こうした子育てニーズに対応していくことが必要となっています。 ②
- ◆ さらに、子どもたちの健全な精神や心の豊かさを育んでいくためには、子どもたちが様々な体験ができる機会、様々な世代との交流ができる機会が必要であるとともに、心身の健康に関することや学校生活、家庭のことでの悩みについて相談しやすい環境の整備が重要です。
 家庭や行政をはじめ地域全体で子どもたちを応援し、見守り、子育てを支援していく協働の取組が重要です。
 ③
- ◆ また、F-REIをはじめとした多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人(障がいの有無、外国人、高校生など)にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められます。 ④
- ◆ そのため、就園前の子どもたちと保護者の支援については、平成30年4月から町内に開園した「浪江にじいろこども園」での一時預かりや子育てサロン等の交流会を実施しています。また、令和4年6月には乳幼児から小学生まで遊べる「ふれあいげんきパーク」を整備し、子育て相談やイベントを開催しています。 5
- ◆ 平成29年3月31日に避難指示の一部が解除されたことから、平成30年4月に幼 保連携型認定こども園「町立浪江にじいろこども園」を開園しています。こども園の 受入定員は90人と設定していますが、一部の年齢では年々受入定員にひっ迫してい ます。今後も入園希望者の増加が予想されるため、現在園舎・園庭の増築を進めてい ますが、引き続きこども園の機能強化に取り組むとともに、あわせて子育てしやすい 環境づくりの充実のため更なる施設整備に取り組む必要があります。⑥

- ◆ 子育て世代への支援については、「浪江町こども家庭センター」を教育総務課内に設置し、令和6年度に運営を開始しました。今後は、当センター及び新たな子育て支援拠点を中心に、関係機関と連携し、子育て世帯に対し妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない一貫した相談支援等の体制を構築するとともに、子ども医療費助成等経済的支援を確保し、安心して産み育てる環境づくりを継続します。 (1)2(4/5)
- ◆ また、「ふれあいげんきパーク」などでの様々な世代との交流や地域との関わり、 相談その他の援助を通して、ふるさととの絆の維持や心身の成長を支援するととも に、各家庭や行政はもちろん、地域全体で連携して子どもや若者、子育て家庭、困 難や課題を有する方を見守り、支援します。 ①②③⑤
- ◆ また、避難先自治体でも安心して子育てに関するサービスが受けられるよう、国・ 県とともに避難先自治体へ協力を働きかけます。
- ◆ 引き続きこども園の機能強化に取り組むとともに、あわせて子育てしやすい環境 づくりの充実のため更なる施設整備に取り組みます。 <mark>⑥</mark>

施策の展開

(1)子育て環境の充実

ア 産み育てる環境の支援

イ 子どもと家族の健康支援

ウ 保育・子育て環境の充実

エ 経済的支援の継続

成果指標名	現在値	目標値
各種教室の参加者数	68 人/年 (令和 6 年度)	毎年 10%増(約 110) (令和 12 年度)
各種教室の参加者満足度 (5段階評価)	(令和 6 年度)	90 % (令和 12 年度)
認定こども園保育活動 アンケートの評価	61 % (令和 6 年度)	85 % (令和 12 年度)
ふれあいげんきパーク 入館者数	46 _{人/日} (令和 6 年度)	65 _{人/日} (令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

●浪江町こども計画

(2) 学校教育の充実

◆学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に取り組みます

- ◆ 平成30年4月からは、なみえ創成小・中学校が町内で開校し、少しずつではありますが、町内の子どもの数が増加しています。少人数校の特徴を活かし一人ひとりに寄り添いながら、大堀相馬焼等の体験教室や大学の支援による被災経験を活かした防災教育、外部講師による哲学対話など町ならではの特色のあるカリキュラムに取り組んでいます。
- ◆ F-REIの立地や令和6年3月に策定した浪江国際研究学園都市構想を踏まえ、新しい産業の創出と、それを支える研究者や国際的な人材が育成の視点にたった、特色ある教育環境づくりが求められています。②
- ◆ 町内に立地する福島県立浪江高等学校及び津島校は平成 29 年 3 月より休校状態 にあり、圏域内における高等教育機関施設の再開等について引き続き<mark>県に求めてい 〈検討していく</mark>必要があります。<mark>③</mark>
- ◆ 子どもたちの絆やふるさととのつながりの維持は、避難の長期化に伴う子ども同士やふるさととの関係性の希薄化から難しくなっているため、どこにいても本町を身近に感じられるよう小・中学校の記録・思い出の保存を実施しています。④
- ◆ 転入した子どもたちはもとより、帰還した子どもたちも震災発生時は幼少期であり町をよく知らないため、これまで先人たちが積み上げてきた町の歴史や伝統文化等を学ぶ機会をつくり、ふるさとを身近に感じられるとともに、次世代へ引き継がれる取組が必要となっています。加えて、町の未来を託す子どもたちの教育環境づくりには先進的な取組が必要です。 5
- ◆ また、校舎内外・通学路の環境放射線モニタリング、スクールバスによる通学支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を実施するとともに、町外においても就学援助費、遠距離通学費助成の支給条件緩和を実施しています。今後とも、子どもたちが安心して学べる環境をつくる必要があります。 ⑥

- ◆ 震災で離ればなれになった子どもたちの絆を、小中学校の記録・思い出の保存や 交流事業等を通じて強めてきました。子どもたちが町に住んでよかった、学んでよ かったと思える取組として、学校において保存団体等との連携・サポートのもと、 ふるさとを学ぶ機会や復興事業(伝統行事等)への参加機会等を充実し、町の歴史 や伝統文化を次世代につなぐ活動を続けます。45
- ◆ 持続可能なまちづくりには、町の将来を担う子どもたちが増えていくことが不可欠です。なみえ創成小・中学校の開校により、町内で安心した環境での学びの機会をつくりました。今後は町の歴史や伝統文化、防災教育等様々な体験や学びの場の提供など、学校教育だけでなく、地域ぐるみ、町ぐるみで学びの創出を行います。さらに、ALT(外国語指導助手)と連携した英語学習やタブレット端末を利用したICT教育等、やF-REIと連携した国内外に誇れる研究開発に触れる機会づくりなど、先進的な教育環境の充実に取り組みます。 102
- ◆ 子どもたち一人ひとりに寄り添った手厚い教育に取り組んでいますが、児童生徒は徐々に増加傾向にあるため、維持管理の負担など総合的に検証し、必要な小中学校の施設整備等の検討を進めます。
- ◆ 浪江町を含む双葉郡内における高等教育機関施設の再開や、F-REIの立地を 踏まえ、多様な教育機関機能を誘導するため、双葉郡内の各町村と連携しの連携と 共に、関係機関への働きかけを継続的に行っていきます。
 ③浪江町を含む双葉郡内 における高等教育施設の再開等に向けて、双葉郡内の各町村との連携とともに、福 島県への働きかけを継続していきます。
- ◆ 経済的支援では、町内外を問わずこれまでの就学援助など各種助成制度等による 支援を継続します。
- ◆ 学校活動に地域ボランティアの方などの協力を得る等、協働の観点を取り入れ、 地域と学校の関係構築を推進します。 5

施策の展開

成果指標名	現在値	目標値
学校教育活動アンケートの評価	3 点	4 点
(対象:児童・生徒・保護者・教員)	(令和 6 年度)	(令和 12 年度)

施策2 生涯学習環境の充実

- (1) 生涯学習環境の充実
 - ◆生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きが いづくりを推進します

- ◆ 町内では、交流サロンやスポーツを通した心身の健康づくりと生きがいづくりに 取り組んでいます。町外の交流館や復興公営住宅等では、趣味の同好会等の交流を 図りながらコミュニティ形成を図ってきました。
 ①
- ◆ また、グラウンドゴルフ、バレーボール、野球等の大会が再開し、多くの町民が参加しています。スポーツ振興の拠点である地域スポーツセンターやふれあいセンターなみえにおいては、各種サークル活動等を通じた健康づくりを町民主体で実施しています。さらに、防災機能を備えた広場「復興海浜緑地」ではパークゴルフ場の整備を進めています。 ②
- ◆ 芸術文化の振興と発展を図ることを目的として、浪江町芸術文化団体連絡協議会が主体となり組織され、芸能祭などで日頃の活動成果の披露を行っていますが、震災による長期避難の影響等で震災前と比較して活動団体数が減少している状況です。
 ③
- ◆ 今後はF-REIをはじめとした、多様な主体の活動に伴い居住する国内外のすべての人が生涯学習に進んで参加できるような環境づくりが求められています。④

- ◆ 整備・復旧した運動施設の活用を図り、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します。 <a>102
- ◆ また、震災前に町内で実施していた各種競技大会など町民が一体となり楽しく参加できるスポーツ・イベントの再開・創出に努めるとともに、芸能祭など各種活動への支援を通して町民の生きがいづくりを推進します。 1/2/3
- ◆ 浪江国際研究学園都市構想に掲げる「多様な主体が共生する持続可能なまちづくり」の理念を踏まえ、町民同士が国籍等に関わらず交流・相互理解を深められるよう支援し、団体の育成を支援します図ります。④

施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

ア スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進

イ 生涯学習を通じた生きがいづくりの推進

成果指標名	現在値	目標値
芸術文化団体連絡協議会 活動団体数	18 団体	23 _{団体}
/百割凹下釵	(令和6年度)	(令和 12 年度)
英会話教室・多文化交流会	150 人/年	192 人/年
への参加人数	(令和6年度)	(令和 12 年度)

- (2) 文化財保護・伝統芸能の継承
 - ◆文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取り組みます

- ◆ 指定文化財*については、震災による影響等により修復・保全が必要なものについて、県や民間団体の助成制度を活用し随時修復・保全を進めています。 ①
- ◆ また、これまでふれあいセンターなみえ等に保存していた、遺跡からの出土品、 民具、寄託を受けた物品・資料等について、新たに整備された文化財収蔵庫への移 管とともに、引き続き安定的な収蔵環境の整備や今後の利活用に向けた検討を進め ていく必要があります。②
- ◆ 伝統芸能については、町内各地区の保存会による「田植踊」や「獅子神楽」等の継承活動が町内で行われるようになってきたところです。
- ◆ 町では、活動費の助成、用具類の保管、披露の場づくり等の支援のほか、活動中断後でも将来復活が可能となるよう、記録映像等の作成支援に取り組んでいます。今後も町の歴史と文化の継承を図るため、町内各地区の保存会の状況に応じた支援の継続とともに、新たな担い手の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。 4

- ◆ 町の豊かな歴史と文化を後世に引き継ぐため、指定文化財を中心に修復・保全を 継続するほか、町内で進む復興関連事業・住宅再建等開発事業と遺跡(埋蔵文化財) の保護の両立を図りながら、発掘調査成果を還元するための現地説明会や遺物等の 展示に取り組みます。 ○
- ◆ 伝統芸能については、保存団体が継続できるよう、芸術文化団体連携協議会と保存団体との対話やF-REIをはじめとした多様な主体の活動に伴う移住者や関係人口などの保存団体とのマッチング取り込みを支援するとともにも、活動費用の助成、伝承用記録映像作成の支援、披露機会の確保等を継続して実施します。また、教育委員会等との連携により、児童・生徒に向けた伝統文化教育を実施します。
 ③
- ◆ あわせて、歴史や文化の継承の基となる文化財の活用に向けて、収蔵環境の整備 とともに今後も寄託される物品・資料の受入・整理、文化財の展示などの検討に取 り組みます。②

施策の展開

(2) 文化財保護・伝統芸能の継承

ア 文化財の保護

イ 伝統芸能の継承

成果指標名	現在値	目標値
文化財保護活動件数	5 件/年 (令和 6 年度)	13 件/年 (令和12年度)
伝統芸能記録保存数	0 件 (令和 6 年度)	5 件 (令和 12 年度)
民俗芸能活動団体数	5 団体 (令和 6 年度)	5 団体 (令和 12 年度)

施策3 震災の記憶の伝承

- (1) 震災の記憶の伝承
 - ◆震災の記憶の伝承に取り組みます

- ◆ 震災により、多くの生命と財産を奪われた本町において、地震・津波・原発事故による災害の記憶と教訓を風化させることなく伝承し、後世の人々の防災・減災の意識向上につなげることが重要です。 ①
- ◆ 犠牲者に対し哀悼の意を表するとともに、過酷な被災経験を二度と繰り返させないため、平成24年から毎年3月に「浪江町東日本大震災追悼式」を執り行ってきました。②
- ◆ また、「浪江町震災遺構検討委員会」から平成31年2月に提言を受け、災害の脅威や教訓を伝える震災遺構として「請戸小学校」を令和3年10月から一般公開しているほか、先人を敬う鎮魂の場と被災の記憶を継承する場として、令和4年3月に請戸地区共同墓地跡に「先人の丘」を整備しました。請戸小学校は劣化が進んでおり、時間経過も含めた姿を保ちつつ、来場者の安全確保を図っていくことが求められています。3
- ◆ 平成29年3月に震災の慰霊碑を建立した大平山霊園は、被災した請戸地区全域と福島第一原子力発電所を望む、震災の爪痕を伝える最も象徴的な場所であることから、震災の記憶と教訓の学びの場として活用しています。④
- ◆ あわせて、町内にあった各小中学校の校歌を記録(CD化)するとともに、解体予定の校舎内部をVR(仮想現実)システムを活用したデジタルデータで保存しました。このほか避難の記録や復興の歩みをまとめた「震災記録誌」を作成しました。

 ⑤
- ◆ 今後は、「東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)」や「福島県復興祈念公園」 等アーカイブ施設を有する県や周辺自治体との広域連携により一層効果的な震災伝 承・防災教育・情報発信を行うことが求められています。

- ◆ 震災の教訓・記憶を後世の人々に伝承するため、数ある震災遺構の中で、地震・津波に加え原発事故の脅威を伝えることができる数少ない場所である「請戸小学校」について、適切な点検・修繕を図りながらを震災遺構とし、あわせて震災遺構内に町の震災の記憶を伝える物品・資料等を保存・公開することにより、伝承活動、防災教育等の取組を進めます。 ①③⑤
- ◆ 令和2年9月に「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開館し、更に「福島県復興 祈念公園」等世代を超えて震災を伝承する施設などの整備が進みます。「道の駅なみ え」を軸として、周辺自治体との広域連携と合わせて、町民の語り部の育成・活用 により、効果的な震災伝承と防災教育等を図るとともに、町の復興状況について国 内外への情報発信に取り組みます。 1246

施策の展開

(1) 震災の記憶の伝承

ア 震災の記憶を保存する取組の推進

イ 震災の記憶を伝承する取組の推進

成果指標名	現在値	目標値
震災関連物品等の保存件数	108 件	135 件
	(令和6年度)	(令和 12 年度)
震災遺構来場者数	71,941 人/年	82,000 人/年
	(令和 6 年度)	(令和 12 年度)

第3章 帰還困難区域の再生と 住みよい環境づくり

復興の基本方針 III. 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策1 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域の再生

特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組を行います。

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

(2) 上下水道の整備

町民が安全で安定した水を使えるように取り組みます。

(3) 交通網の充実

町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくりに取り組みます。

施策3 防災・安全の強化

(1) 防災・安全の強化

震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。

(2) 防犯・防火・交通安全の強化

犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取 り組みます。

施策4 ゼロカーボンシティの推進

(1) ゼロカーボンシティの推進

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地 消や水素の利用等を推進します。

施策1 帰還困難区域の再生

- (1) 帰還困難区域・特定復興再生拠点区域の再生
 - ◆特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に 向けた取組を行います

- ◆ 平成 29 年に避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除され、その後、 令和5年に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されています。さらに、特定復 興再生拠点区域外の避難指示解除に向けて、令和6年に特定帰還居住区域復興再生 計画が国に認定されました。
 ①
- ◆ 2020 年代をかけて、帰還意向のある住民全員が帰還することができる環境整備を 目標とした除染やインフラ復旧等の事業を進めていくとともに、浪江国際研究学園 都市構想において位置づけられた、地方ならではの自然を感じる生活環境を活かし た郊外型のライフスタイルの場「郊外拠点」の形成に向け、環境の整備や土地利用の 促進が求められます。 ②
- ◆ 特定帰還居住区域に指定されていない帰還困難区域についても早期に除染・避難 指示解除に向けた方向性を示していくとともに、立入条件の緩和等について検討し ていく必要がありますことが求められます。

- ◆ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除と拠点施設整備を活かし、浪江国際研究学園都市構想における「郊外拠点」の形成に向け、生業の再開、新規創業等による人の交流・活動の活発化を推進します。
- ◆ 政府は、令和元年 12 月に閣議決定した、「復興・創生期間」後における東日本大震 災からの復興の基本方針の中で、『帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要 するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任 をもって取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。』と定めました。ま た、令和7年6月の同基本方針の変更においても復興・再生に向けて『第2期復興・ 創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。』とされています。この政府方 針の実現を強く求め町として、一日も早い全域避難指示解除を目指すとともに、防 犯上の観点等に留意しながら、帰還困難区域への立入制限の緩和についても検討し ていきます。 123

施策の展開

(1) 帰還困難区域の再生

ア 全域避難指示解除に向けた取組

イ 帰還困難区域の立入支援

ウ 特定復興再生拠点区域の再生・整備

成果指標名	現在値	目標値
立入規制緩和区域数	0 件 (令和 6 年度)	10 件 (令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

- 浪江町帰還困難区域復興再生計画
- 浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画
- 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画

施策2 社会基盤の維持・整備

- (1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備
 - ◆浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に 取り組みます

- ◆ 中心市街地においては、長期間管理不能であったことにより荒廃が進んだ住宅、事務所、店舗などの解体が進み、空洞化が著しい状況にあります。中心市街地を再生させるには、商圏の喪失、働き手不足、物流の崩壊、再建資金の調達など課題が山積しています。しかし、町の顔ともいえる駅周辺を核とする中心市街地の再生こそが事業者はもとより多くの町民が望むものであり、町が掲げる復興の姿です。
 ①
- ◆ 令和2年3月のJR常磐線の全線開通に伴い、町外から多くの来訪者を誘導するため、JR浪江駅前を「町の顔」として早期に整備する必要があります。中心市街地の再生については、平成28年度に町民参加型で「浪江町中心市街地再生計画」を策定しました。「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念として、「安全・安心のまちづくり」「暮らしやすいまちづくり」「集う・にぎわう・つながるまちづくり」「浪江らしさがあるまちづくり」を中心市街地再生の目標に掲げ、町民、事業者、商工会、JR東日本等関係機関と連携し、回遊性のあるまちづくりを進めていく必要があります。2
- ◆ その具体化として、平成29年度に作成した「浪江町中心市街地再生計画実施計画」に基づき、駅周辺を核とした中心市街地の再生に向けて、駅周辺の地権者の意向把握、町内外の企業への進出等のアンケート調査を実施し、令和2年度に、国の「一団地の復興再生拠点整備制度」を活用した新たな市街地整備のための土地利用計画等の作成を行いました。3
- ◆また、浪江駅周辺の再生に係る各種計画(浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン、 浪江駅周辺整備計画、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画、浪江駅西側地区整備 計画)の策定や、F-REI整備の推進、浪江国際研究学園都市構想によるタウン センターの形成など、「浪江町中心市街地」の再生に向けた取組が動きだしています。

- ◆ 町の復興を加速化させるため、まちづくりの核となる「浪江町中心市街地再生計画」を実現する必要があります。そのため、生活に必要な機能の中心市街地への集約や遊休施設、空き地等地域資源の活用等により、浪江駅周辺を中心とした区域に、駅東西自由通路、店舗、オフィス、住宅等様々な機能の集積や道路整備を進め、誰もが住みやすい快適な暮らし、商業機能の活性化、にぎわいの回復等につながる中心市街地整備を進めます。
- ◆ さらに、商工会や各種団体等との連携強化を図り役割分担を明確にし、失われた商業の再生を進めるとともに、「道の駅なみえ」、「浪江町地域スポーツセンター」、「ふれあいセンターなみえ」との連携や、持続可能なまちづくりを進めるために民間事業者や町民の積極的なまちづくりへの参画を促す共創の仕組みを構築し、浪江駅西側地区整備計画によるF-REI施設などと連携した中心市街地再生の取組を展開します。②④

施策の展開

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

ア 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

成果指標名	現在値	目標値
浪江駅周辺整備計画	0 %	100 %
進捗率(事業費ベース)	(令和6年度)	(令和 12 年度)
浪江駅西側地区整備計画	0 %	100 %
進捗率(事業費ベース)	(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

- 浪江町中心市街地再生計画
- 浪江町中心市街地再生計画実施計画
- 浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン
- 浪江国際研究学園都市構想
- 浪江駅西側地区整備計画

(2) 上下水道の整備

◆町民が安全、安心な水を、安定して使えるように取り組みます

- ◆ 上水道については、帰還困難区域等の未復旧があるものの、解除区域では通水可能となっています。しかし、利用人口が少ないため、使用料収入で施設や管路の更新、維持管理費を賄うことが困難であり、減収分の損害賠償がないと運営できない等、経営環境は大変厳しい状況が続いています。今後は、水道施設の老朽化対策、耐震化への対応を含めて、施設の更新を計画的に実施していく必要があるとともに、将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営が必要です。
 ①
- ◆ また、町内3か所の全取水場で24時間のモニタリングを行い、放射性物質濃度測 定結果を町のホームページ(以下「HP」という。)や広報紙等により情報発信して います。②
- ◆ また、さらに、PFAS(有機フッ素化合物)の規制が世界的に厳格化されてきて おり、測定基準への追加など安全性を確保するための対応が求められています。<mark>③</mark>
- ◆ 下水道については、一部地域の避難指示解除に合わせて施設を復旧しました。しかし、利用人口が少ない状況のため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難であり、減収分の損害賠償がないと運営ができない等、経営環境が大変厳しい状況が続いています。これまで、高瀬地区の農業集落排水区域の統合等を行ってきましたが、持続可能な経営のためには、将来人口に対応した処理槽の復旧、今後、耐用年数を迎える施設や管路の更新等について、効率的な実施が必要です。4
- ◆ 合併処理浄化槽については、整備費用を設置者に補助することにより普及促進に努めています。

- ◆ 上水道については、帰還困難区域の解除時期に合わせて、管路の復旧を実施します。 小野田水系の施設更新を行いましたが、老朽化が進んでいるその他施設の更新、管 路の耐震化等の費用が多額となることから、計画的な整備により費用節減に努めま す。
 ①
- ◆ また、施設統合等、将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営を引き続き行うとともに、国の補助事業等の活用により財源を確保し、整備の合理化など、水道経営の健全化に努めます。さらに、原発事故に伴う水道料金の減収分については、適切な賠償が受けられるように東京電力と引き続き協議します。
 ①
- ◆ なお、町民の放射線やPFASに対する不安の解消のため、引き続きモニタリング 及び測定、<mark>広報紙等による情報発信</mark>を行います。<mark>②③</mark>
- ◆ 下水道については、利用人口の状況等を踏まえ、現状に合った施設整備の復旧等、 効果的な整備を実施します。さらに、原発事故に伴う下水道使用料の減収分につい ては、適切な賠償が受けられるように東京電力と引き続き協議します。 ④
- ◆ 合併処理浄化槽については、整備費用の補助により、公共衛生の増進を進めます。 ⑤

施策の展開

ア 上水道の整備 イ 下水道の整備

成果指標名	現在値	目標値
漏水等の緊急断水、	5 件/年	5 件/年
排水停止件数	(令和6年度)	(令和 12 年度)

(3) 交通網の充実

◆町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくり に取り組みます

- ◆ 主要な国道、県道及び町道の災害復旧工事は、令和元年度までに完了しました。常 磐自動車道は平成28年3月に全線開通し、帰還困難区域の主要な国道、県道及び町 道についても特別通過交通制度により自動車の通行がおおむね可能となっています。 JR常磐線も令和2年3月に全線開通し、あわせて浪江駅を経由し東京・仙台間を 直通で結ぶ特急列車の運行再開により交通の利便性が向上しました。しかし、中心 市街地再生や産業団地、住宅団地等まちづくりに合わせた道路の整備は今後の課題 となっています。①
- ◆ 町道については、町民の要望や生活環境を良好にする観点から、随時、改良・補修 工事を行っています。今後も復興状況に合わせた町道の整備・管理を効率的・効果 的に進めていく必要があります。
- ◆ 橋梁については、長寿命化修繕計画に基づく安全性・耐久性診断等点検調査の結果、 損傷等を確認した橋梁が多数存在していますが、橋梁が多いため、定期点検調査に 多額の費用が必要であると同時に、維持・修繕についても多額の補修設計費・工事 費が必要となり、財政圧迫の要因となっています。 ③
- ◆ また、平成 29 年度から町民の帰還の加速化を図る目的で、国の財源により町民を 対象としたデマンドタクシーを町内で運行していますが、将来的には、高齢者等交 通弱者のニーズに対応して民間事業者の活用や未来技術を生かした新たな移動手段 の検討など地域公共交通の充実に向けて取り組む必要があります。
 ④
- ◆ 今後のF-REIの立地などに伴う交通環境の充実や、震災遺構浪江町立請戸小学校や福島県復興祈念公園などへの視察・観光需要の高まりに対応するためよう、空港や大都市、浜通り地域外とのアクセス性の向上が求められます。

- ◆ 町内の交通環境の回復と機能向上、広域避難路の確保等を図るため、常磐自動車道の複線化や主要幹線道路(国道・県道)の復旧・改良工事の早期実現に向けた要望を継続的に実施します。また、復興の核となる中心市街地やF-REI、産業団地等の機能を向上させるため、交通利便性と安全性を確保するアクセス道路の整備に取り組みます。
 ①
- ◆ 町道については、パトロールを定期的に実施するなど道路管理を強化し、損傷の防止や軽減に努めます。損傷箇所については早急に補修を行うとともに、損傷の激しい路線の道路、側溝等の整備を計画的に進めます。②
- ◆ 橋梁については、損傷の度合いや健全性の観点から緊急性の高い橋梁を中心に、橋の長さ、設置場所、建設年次などの影響を考慮して優先順位を定め、適切に補修修繕を行います。
- 繕を行います。
 ③
 ◆ 現状及び中長期的な各種施設立地、開発動向や避難指示解除状況等を踏まえた、町内交通網の基盤としての道路ネットワークのあり方について検討します。
 ①
- ◆ 効果的・効率的な交通網の整備と維持管理を図るため、人口減少などの少しずつ着 実に町内の人口が増えており、今後はF-REIの立地に伴いさらに居住者が増え、 人の往来も一層活発になります。視察・観光需要の高まりといった社会情勢も踏ま えつつ、や予算・体制も勘案しながらの観点での実現可能性を踏まえながら、今後 のまちづくりや公共交通を支える交通網のあり方について検討していきます。
- ◆ 町内外の移動手段の確保については、町独自の公共交通としてデマンドタクシー運行を継続しつつ、代替サービスや有償化への見直しなども検討していきます。また、観光利用や高齢者等の交通弱者に配慮した持続可能な地域公共交通の充実に向けて取り組みます。 405
- ◆ JR 常磐線の便数増や東京方面からの時間短縮に向けて、関係機関への要望を継続 します。 ⑤
- ◆ さらに、イノベ機構・大学などの研究機関、企業等と連携し、5 G*等未来技術を 生かした自動運転など新たなモビリティサービスの実証等を行い、新しい地域公共 交通の実現に向けた取組を進めます。

施策の展開

(3) 交通網の充実

ア 交通網の整備

イ 公共交通の充実

成果指標名	現在値	目標値
道路構造物保全率	39 %	72 %
(高優先度区域/路線内)	(令和6年度)	(令和 12 年度)
橋梁の予防保全率	89 %	92 %
(高優先度区域/路線内)	(令和6年度)	(令和 12 年度)
公共交通空白	18 時以降の公共交通がない	18 時以降の公共交通がある
(区域/時間帯)	(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

● 浪江町橋梁長寿命化修繕計画

施策3 防災・安全の強化

- (1) 防災・安全の強化
 - ◆震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます

- ◆ 災害に強い防災・減災のまちづくりを実現するため、浪江町地域防災計画の随時見直しを行っています。また、令和3年3月に浪江町国土強靭化地域計画を策定しました。①
- ◆ 防災施設については、室原地区に防災備蓄倉庫や避難所等を備えた防災拠点施設、 町内複数箇所に避難所としても活用できる交流スペースと消防車庫の機能を備えた 防災コミュニティセンターが、川添、大堀、幾世橋、苅野の各地区に整備されまし た。②
- ◆ ハザードマップについては、災害危険個所、避難場所、災害対応等の状況変化に合わせて適宜見直しを行うとともに、県と連携して原子力災害等被災の教訓を生かした防災訓練・教育を実施するなど、町民の防災意識の啓発に努めていますが、震災後生まれた子どもや移住者に対して、震災の記憶・経験の継承や災害時の避難方法などの周知、防災訓練への参加促進や、町内企業等と連携した災害時対応の継続性確保なども求められています。3
- ◆ また、安全・安心なまちづくりのため、町民の帰還状況等に合わせた消防団の再編や、各地区における自主防災組織化をはじめ、官民協働による自主防災組織等の体制強化を図ることが求められています。 4
- ◆ 震災発生後 14 年を経て町内居住者が増加してきた中、災害時の連絡体制の再構築 に向けて、個人情報保護へのに配慮した手段や、行政区のあり方について検討して いく必要があります。 <mark>5</mark>
- ◆ 防災行政無線網は、震災による被害の復旧が完了し、令和元年度には完全デジタル 化を<mark>完了実現</mark>しており、戸別受信機を居住町民及び事業所等に貸与配付しています。 また国においては、昨今の大規模自然災害の頻発をふまえて、Jアラートの配信シ ステムが更改され、より細分化された地域情報の発信が可能となっています。<mark>⑥</mark>
- ◆ 東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉については、ロードマップに基づき、廃炉に向けた作業が進められています。町は東京電力より、廃炉作業の進捗状況等の定期報告を受け通報基準に基づく連絡体制を構築することにより、安全の確認を行っています。 ⑦

◆ 浪江町地域防災計画及び浪江町国土強靭化地域計画に基づき、地震、津波、大雨等あらゆる災害に強い防災・減災のまちづくりを継続して進めます。ハザードマップについて、国・県の各種想定の見直しに伴う変更や、整備された浪江町防災交流センターや防災コミュニティセンターを核とした避難体制の強化を図っていきます。

(1)(2)

- ◆ 河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、二級河川の早期の抜本的改修 と維持管理の強化について、管理者である県に要望を実施します。
- ◆ 災害に備えて町民参加の防災訓練・教育を継続して実施し、防災意識の啓発と防災 拠点等の周知を図り、災害時の円滑な避難に結び付けます。
- ◆ 消防団の再編の検討や官民協働による自主防災組織等の育成を行い、地域の防災力の向上を図ります。あわせて、常備消防と消防団の連携により防災体制の強化を図ります。
 ④
- ◆ 震災後の居住人口回復をふまえ、個人情報保護に留意した名簿作成や連絡網の整備・管理方法の検討にかかる支援や、企業と連携した災害時対応における体制構築と定期的な確認業務のあり方について検討していきます。 35
- ◆ 防災行政無線については、戸別受信機も含め適切な設備の運用及び維持管理に努めます。また、新型Jアラート受信機の導入により、災害情報伝達体制を充実します。
- ◆ また、蓄電池や電気自動車による給電など再生可能エネルギーを活用した災害対応 が行える体制の構築を更に進めます。 ③
- ◆ 廃炉については、東京電力からの廃炉作業の進捗状況等の定期報告や通報基準に基づく連絡体制を維持し、県及び周辺町村と共に安全確認に引き続き取り組みます。

施策の展開

ア 防災対策の推進

(1) 防災・安全の強化

イ 防災情報を迅速に伝える体制の整備

ウ 自主防災組織の設置促進と活動支援

成果指標名	現在値	目標値
 防災訓練の参加者数	70 人/年	150 人/年
1337CW-1138C 2 238 EL 28C	(令和6年度)	(令和 12 年度)
自主防災組織数	1 団体	6 団体
H = 1/3 / (/14/14/02/04	(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

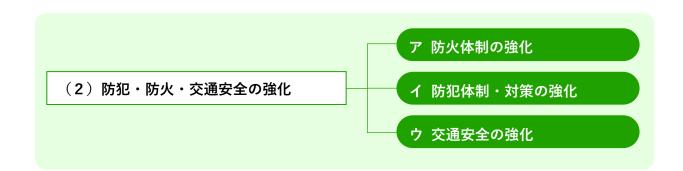
● 浪江町地域防災計画

- (2) 防犯・防火・交通安全の強化
 - ◆犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取り 組みます

- ◆ 全町避難以降、町では空き巣等の被害が多発し、防犯への意識が高まり、平成 26 年度から「浪江町防犯見守り隊」を組織し、町民による町の防犯パトロールを実施しています。また、警備会社による町内全域パトロールや消防団による防火パトロールを実施しており、地域の安全の確保や防災の核となる消防団組織の維持に取り組んでいます。 1
- ◆ さらに、町内の人口が震災前と比べ少ないことから、防犯面での不安を払拭するため、防犯カメラを設置し防犯対策を講じるとともに、警察署、消防署等関係機関との連携により、町内の安全・安心につなげる活動を行っています。②
- ◆ 消防団については、消火活動や災害対応のみならず、地域の防犯にも大きく寄与していますが、多くの団員が町外に居住し、町内居住人口が少ない中で、町内で活動できる団員を確保することが非常に困難な状況になっています。また、防災・安全確保の取組を進めていくための、行政区のあり方についても検討が求められています。3
- ◆ 役場職員で構成する第7分団が設立されましたが、災害時には役場業務が優先される状況にあります。 4
- ◆ 消防施設については、消防力の低下を招かないよう、消防ポンプ車や消防団施設の 改修・整備を順次進めています。 5
- ◆ 交通安全対策については、警察署と連携した交通事故防止路上啓発活動や劣化した 町道等のカーブミラーの補修等に取り組んでいますが、国道6号や114号等の既存 主要幹線道路に加え、常磐自動車道の全線開通や道の駅なみえ、震災伝承施設の整 備等に伴い、交通量が増加傾向にあることから対策の強化が必要な状況です。また 震災後14年を経て、町内における子どもの増加を踏まえた交通安全教育の徹底が求 められています。⑥

- ◆ 町民の安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き防犯カメラによる防犯対策を はじめ、町民による「浪江町防犯見守り隊」の防犯パトロールや、消防団による防 火パトロールを実施するとともに、警察署、消防署、警備会社等関係機関と連携し、 防犯・防火活動の強化や交通安全対策に取り組みます。 122
- ◆ 消防団については、<mark>町内の</mark>加入促進と活動支援を継続するとともに、状況を見極めながら、適正かつ持続可能な消防組織体制について検討します。また、消防施設等については、適宜改修、整備を行います。 345
- ◆ 機能別団員制度の周知・活用や、町内居住者・従業者の消防団加入促進などにより、 消防団組織体制の強化を図ります。あわせて、常備消防と消防団の連携により防災 体制の強化を図ります。 34
- ◆ 交通安全対策については、警察署や交通安全協会等との連携を更に強化し、路上啓発活動や防災無線を使った広報活動を行います。また、カーブミラー等の交通安全施設の整備補修に引き続き取り組むほか、子どもを対象にした交通安全教育を推進します。 ⑥

施策の展開



成果指標名	現在値	目標値
消防団員数(町内居住者)	85 人	110 人
//////////////////////////////////////	(令和5年度)	(令和 12 年度)
刑法犯認知件数	54 件/年	60 件/年
/TJ/AJOBOATT XX	(令和6年度)	(令和 12 年度)
交通事故件数	11 件/年	20 件/年
(町内居住者1人あたり)	(令和6年度)	(令和 12 年度)

施策4 ゼロカーボンシティの推進

- (1) ゼロカーボンシティの推進
 - ◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消 や水素の利用等を推進します

- ◆ 再生可能エネルギーを利用したまちづくりに向け、「浪江町再生可能エネルギー推進計画(平成30年3月策定)」により、「いこいの村なみえ」など、公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。幾世橋住宅団地においては、蓄電池とHEMSを導入するとともに、電気自動車(以下「EV」という。)のカーシェアリングの実証を行い、更に「道の駅なみえ」においては、水素、太陽光、風力発電設備等を設置するとともに、CEMSを導入し、スマートコミュニティを推進しています。
 ①
- ◆ また、公用車として災害発生時の電源としても活用できるEVを導入しているほか、 地元企業と連携したマルチ急速充電器*の開発や住宅用太陽光発電設備導入の支援 などにより再生可能エネルギーの地産地消を推進し、町民の理解向上に努めていま す。②
- ◆ 町の発電事業の展開としては、谷津田地区・酒井地区のメガソーラー発電所、阿武 隈復興風力発電所、請戸川水力発電所が整備され、東北電力の発電所が2施設立地 しているほか、波力発電事業の可能性調査も実際されています。 3
- ◆ 令和2年3月に、町は国が推進する 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ*を目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。また、世界最大級の水素製造施設である福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)が稼働を開始しています。さらに令和3年7月にはなみえ水素タウン構想を策定し、町内の様々な分野における水素の利活用を推進することとしています。4
- ◆ 令和5年3月には地球温暖化対策総合計画~なみえエネルギーチャレンジ 2035~ を策定しており、浪江駅周辺整備にかかる、再生可能エネルギーを活用した多様な 創エネ設備の導入計画が盛り込まれるなど、ゼロカーボンシティ実現に向けて、町が一つになって再生可能エネルギーや資源の効率的利用に積極的に取り組む必要が あります。 5
- ◆ 令和6年3月には、町内の公共施設や産業団地などで再生可能エネルギーの活用を 促進するため、地域脱炭素化促進事業に基づく再エネ促進区域を設定しました。
- ◆ 令和7年4月に町内の事業者や住民が自家消費型の太陽光発電設備を導入する際の費用について補助するため、自家消費型住宅用太陽光発電設備モデル事業補助金の実施要領を更新しています。 ⑦

- ◆ 町民のみならず来訪者に対して、「浪江町再生可能エネルギー推進計画」に基づき、 公共施設でのエネルギーの見える化等の情報発信により、エネルギーの有効活用に 関する意識向上を図るとともに、再生可能エネルギーを利用したエネルギー地産地 消のまちづくりを進めます。そのため、エネルギー自給自足に向けた再生可能エネ ルギーの民間導入の支援を周辺との調和に配慮しながら推進するとともに、企業等 が再生可能エネルギーを更に導入しやすい仕組みづくりを検討・実行します。また、 棚塩RE100 産業団地の実現に向けた再生可能エネルギーや水素エネルギーの供給 元となる地域新電力事業者との連携等に取り組みます。 1036
- ◆ さらに、FH2R製造の浪江産水素を地域内で活用するなみえ水素タウン構想に基づき、「水素社会実現の先駆けとなるまちづくり」を産学官連携で推進します。
- ◆ また、公共施設のZEB化などを通した省エネや、立地企業との連携によるカーボンニュートラルに向けた蓄電池関連産業の集積、低炭素素材・資材などの研究開発・実用化等を推進します。あわせて、3R(発生抑制・再使用・再生利用)運動を通した廃棄物の削減・リサイクルの推進による循環型社会の形成等を促進します。これらの取組を取りまとめた計画を策定し、町民や事業者も含めた町全体としての体制構築により、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。 5607

施策の展開

(1) ゼロカーボン シティの推進

- ア地球温暖化対策の推進
- イ 地球温暖化対策に向けた連携推進
- ウ 地球温暖化対策の情報発信
- エ 廃棄物の削減・リサイクルの推進

成果技	旨標名	現在値	目標値
	公共施設	3,097 t-CO2	4,300 t-CO2
二酸化炭素	事業者	0 t-CO2	118.5 t-C02
削減量	住宅	401.58 _{t-CO2}	556.39 t CO2
		(令和6年度)	(令和 12 年度)
₩ ± ! -	太陽光発電	99 事業者	110 事業者
脱炭素に 向けた連携	水素関連	33 事業者	43 事業者
事業数	その他	2 _{事業者}	4 事業者
3 11324	C 07 16	(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

● 浪江町再生可能エネルギー推進計画

第4章

健康と福祉のまちづくり

復興の基本方針Ⅳ 健康と福祉のまちづくり

施策1 健康づくりの推進・医療の充実

(1) 健康づくりの推進・医療の充実

町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます。

施策2 介護・福祉の充実

(1) 介護・福祉の充実

高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます。

施策3 放射線による健康不安への対策

(1) 放射線による健康不安への対策

放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます。

(2) 除染の推進による安全対策

町民の除染に対する不安解消に取り組みます。

施策1 健康づくりの推進・医療の充実

- (1)健康づくりの推進・医療の充実
 - ◆町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます

現状と課題

- ◆ 町民の健康維持のため、健康相談、運動や食生活の改善支援、感染症対策、心の健康や生きがいづくりへの支援、さらに町内や避難先での健診・がん検診を実施し、生活習慣病の予防・重症化防止を図るなど、健康づくりと医療の充実に取り組んでいます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策については、これまで町民に対し広報紙、HP、防災無線等を通じて、検温や手指消毒、マスク着用、三密(密閉・密接・密集)の回避など感染防止の啓発を行い、新しい生活様式の定着を進めてきました。また、「新型コロナウイルス感染症相談窓口」を設置し、町民からの各種相談にも対応してきました。令和5年5月には感染症法上の分類が5類感染症に移行し、行動制限等は緩和されましたが、今後も予防ワクチンの接種勧奨や基本的な感染対策の周知を継続し、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症への備えを進めていく必要があります。
 ①
- ◆ さらに、県内各所でダンベル体操を中心とした健康づくりリーダーを育成し、町民同士が自主的に健康づくりに取り組める体制づくりを行っています。今後も避難生活が長期化する中で引き続き健康維持のための事業を充実していく必要があります。 ②
- ◆ 町内の医療体制については、浪江診療所を平成29年3月に本庁舎敷地内に開設したほか、仮設津島診療所を開所し診療を行っています。浪江診療所では開所時より高齢者等患者数は徐々に増えており今後も地域医療体制の要として、在宅医療等の更なる医療サービスの充実が求められています。加えて、救急医療や眼科など専門医療に対するニーズも高まっており、県の中核病院の整備や近隣市町村との広域的な連携が必要です。3

目指す姿と取組

- ◆ 町民の健康維持のため、避難先医療機関や避難先自治体等との連携により、総合健 診・県民健康調査(健康診査)・がん検診の受診率向上を図り、健診結果に基づく特 定保健指導・重症化予防などの取組を強化します。あわせて、生活習慣病の予防及び 重篤化予防にも重点的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。②
- ◆ 従来の感染症対策の継続に加え、感染症法に基づく分類が見直され5類感染症として扱われるようになった新型コロナウイルス感染症のセルフチェックを支援することで、日頃から感染予防を意識する生活様式が定着するよう引き続き啓発します。

また、更なる新型感染症に備え、町民自らが積極的に感染予防できるよう公衆衛生に関する知識の普及を図るとともに、マスク、消毒液等の備蓄に努めます。 ①

- ◆ 国民健康保険加入者の服薬指導としては多受診や重複投与の対象者に薬剤師連携 による健康管理事業を継続していきます。 ②
- ◆ さらに、町民の健康づくりリーダーの育成を行い、町民自らが自立して健康づくりができるよう取り組みます。心の健康面については、心のケアセンター*など関係機関と連携し、メンタルヘルスケア、ゲートキーパー養成講座等の取組を継続します。 ②
- ◆ また、生涯学習を通じて様々な生きがいづくり活動を推進し、健康で自立した生活ができるよう、取組を拡充します。 ②
- ◆ 町内における安定的な医療体制の構築については、国、県等の財政支援や相双地域の医療機関との広域連携が必要不可欠になります。浪江診療所は、相双地域の医療資源の枯渇を防ぐため、一次医療機関としての医療サービスを維持しつつ、今後は高齢者等町民が住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで暮らせるよう、相双地域の医療機関や介護事業所と連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進します。

施策の展開

(1)健康づくりの推進・ 医療の充実 ア 生活習慣病の発症及び重症化予防

イ 健康づくりの支援

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 感染症の予防・対策

オ 町内の医療体制の確保

成果排	旨標名	現在値	目標値
特定健康	·	49.2 %	54 %
17 人工 (左/永山	グロスの十	(令和6年度)	(令和 12 年度)
健康教室	参加者数	248 人/年	毎年5%増加(317) 人/年
足水水土		(令和 6 年度)	(令和 12 年度)
ゲートキー	パー養成数	159 人	毎年 10%増加(257) 人
/ 1 \		(令和6年度)	(令和 12 年度)
子 防控制	重接種率	50.8 %	60 %
1 XI X I	主政任士	(令和5年度)	(令和 12 年度)
周辺医療機関	浪江診療所	111 件/年	135 件/年
との提携(診	仮設津島診療所	50 件/年	40 件/年
療情報提供書 の発行)数		(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

● 浪江町健康づくり総合計画

施策2 介護・福祉の充実

- (1)介護・福祉の充実
 - ◆町民高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目 のない福祉サービスの充実に取り組みます

現状と課題

- ◆ 避難生活の長期化に伴い、独居高齢者、高齢者のみの世帯、家族と暮らしていても日中は独居になる高齢者が増加しています。避難生活は、住み慣れた自宅を離れ、これまでの日常生活環境の大きな変化を強いることから、閉じこもりや運動不足による身体、認知機能の低下を引き起こし、要介護予備軍や要介護の状態に進行する高齢者が多くいます。そのため、心身機能の低下予防、心のケア、うつ予防等の介護予防や見守りなどの取組がより重要なものとなっており、介護・福祉サービスの充実が一層求められています。
 ①
- ◆ 介護福祉体制については、二本松市の復興公営住宅敷地内(石倉・根柄山)、町内 にデイサービスや在宅介護事業等を行う高齢者サポートセンターが整備されました。 さらに町内では、浪江町健康関連施設整備委員会(平成30年2月開催)の「浪江町 の健康関連施設整備に関する提言」を受け、ふれあいセンターなみえ内のふれあい 福祉センターが令和4年6月から事業を開始しています。
- ◆ 介護福祉を行うには介護人材や町民のニーズに合わせた適切なサービスの確保が 課題になっており、今後も新たな担い手を含めたサービス提供基盤の構築・強化を 図っていく必要があります。②
- ◆ 障がい福祉体制については、障がい者とその家族の高齢化が進んでいることから、 高齢化更には重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、緊急時の受 入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど総合的な地域生活支援拠 点等の整備を図っていく必要があります。3
- ◆ 引き続き、福祉・介護サービスを支える人材を確保していくことや、地域で支える 仕組みづくりも求められます。 ④

目指す姿と取組

◆ 介護福祉体制については、町民が安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源(機関、人、団体、場所等)が連携して高齢者を地域で支える地域包括ケア体制の推進を図り、生活支援体制の整備、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護支援及び認知症高齢者対策を継続します。また、広域連携によるサービス提供の視点も取り入れ、近隣市町村との協力体制を強化していきます。②

- ◆ また、高齢者の孤立防止及び生活の変化による不安や不活発等をできる限り軽減するため、民生委員、社会福祉協議会、避難先自治体等と連携し、訪問による見守りや相談等の支援を行います。 ②
- ◆ 高齢者の介護予防については、運動や社会参加の機会を提供し、参加を促し、自立 した生活が維持できるよう支援します。また、生活支援コーディネーターと連携し、 町民の活動の場としての交流サロンの立ち上げを支援します。 (1)
- ◆ さらに地域包括センター、令和4年に事業開始したふれあい福祉センターを中心と して在宅サービスの充実を図ります。 ①
- ◆ 障がい福祉体制については、障がい者や家族、介助者等が、地域で気軽に悩みや不安を相談できる支援体制の充実を図ります。また、障がいによって必要な支援やサービスが異なることから、障がい者に合った支援の体制づくりを進めるとともに、地域生活支援拠点等について県や周辺自治体と協議し、双葉圏域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供の構築を目指します。 ③
- ◆ 子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域での包括的な支援体制の構築を目指します。 4

施策の展開

(1)介護・福祉の充実

ア 町内の介護福祉サービス及び介護予防支援の充実

イ 広域連携による障がい福祉サービスの充実

ウ 高齢者等の孤立防止、見守りの強化

成果指標名	現在値	目標値
町内の介護サービス事業所数	5 事業所 (令和6年度)	7 _{事業所} (令和 12 年度)
高齢者等の訪問回数 見守り数	479 _{件/年} (令和 6 年度)	500 件/年 (令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

- ●浪江町地域福祉計画
- ●浪江町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ●浪江町障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策3 放射線による健康不安への対策

- (1) 放射線による健康不安への対策
 - ◆放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます

- ◆ 町民の放射線に対する不安を払拭するため、町民等への空間線量計や個人積算線量 計の貸出しによる放射線の影響管理や測定結果の説明を行うとともに、自家用食品 検査体制を整備しました。
- ◆ また、放射線による健康被害を未然に防止し、健康不安を解消するため、内部被ばく検査や外部被ばく線量の測定を実施するとともに、大学や専門機関(公益財団法人原子力安全研究協会等)との連携による相談会・学習会を実施し、放射線への理解促進を図りました。しかし、未だ放射線に関する誤解や不安を持った町民が多く、今後も町民一人ひとりが放射線についての正しい知識と理解を得ることができる取組を継続する必要があります。 ①
- ◆ 近年では、放射線による健康不安や相談等の内容も町民ごとに多様化しており、きめ細やかな対応が必要です。また、今後の特定帰還居住区域復興再生計画に基づく除染等の進捗により、帰還の準備のための立ち入り等も進んでいきます。そのため、これまでの取組を継続しつつ、各事業の連携と総合的な対策の検討が必要となっています。②

- ◆ 空間線量計・個人積算線量計の貸出しや自家用食品検査を継続し、町民自身での実 測値の確認や測定結果の説明等を通して放射線に対する不安払拭を図るとともに、 放射線について正しい知識と理解が得られるよう、大学や専門機関と連携した相談 会・講習会の開催、情報発信等を実施します。特に、町民の個別化した放射線による 健康不安や相談に対して、一件一件丁寧に寄り添いながら対応します。①
- ◆ また、放射線による健康影響が分かる内部被ばく検査、外部被ばく線量測定、健康 診断等を継続して実施します。
 ②
- ◆ さらに、放射線健康管理の施策を一体的に推進するため、総合的な体制による対応 を行い、町民が安心して生活できる環境を整えます。 ②
- ◆ 観光や移住等を検討する方が町内の空間線量の程度を理解しやすいよう、東京など 国内の主要都市の空間線量と併記して情報発信し、放射線への不安の解消に努めま す。

施策の展開

(1)放射線による 健康不安への対策 ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の継続

イ 放射線に関する情報発信や相談体制の継続

成果指標名	現在値	目標値
D-シャトルの貸出数	<mark>236</mark> (令和 6 年度)	150 個 (令和 12 年度)

(2) 除染等の推進による安全対策

◆除染等を着実に推進し、不安解消に取り組みます

- ◆ 原発事故による放射能汚染の対策として、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本 方針で定める「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となること。」 を目指し、国、県、町が一体となり除染等線量低減措置に取り組むとともに、各種モニタリングを実施しています。また、放射線等に対する町民の不安解消を目的とした「除染検証委員会」を設置し、国が実施する除染の検証や町民から寄せられる放射能に対する不安や意見に対応しており、必要に応じ国にフォローアップ除染を求めています。
- ◆ 平成 29 年 3 月に解除された一部の地域や、特定復興再生拠点区域の除染は令和 5 年 3 月におおむね完了しています。一方で、未除染の山林からの再汚染の可能性などの課題も残っており、継続的なモニタリングと状況に応じた対応が必要です。 ①
- ◆ 町内には国が設置している複数の仮置場があり、除染に伴う土壌・廃棄物が保管されている仮置場は、設置対象地域の除染が完了し、中間貯蔵施設等への搬出が完了した段階で撤去・返還となりますが、原状回復等に時間を要し、予定より返還に遅れが生じている状況です。
- ◆ また、放射性物質汚染対処特措法に定められる特定廃棄物(対策地域内廃棄物・指定廃棄物)を保管している仮置場については、ほとんどの土地で数年後に土地利用計画が定められており、影響が出ないよう返還を進めていくことが求められます。
 ②
- ◆ 特定帰還居住区域は、これまで避難指示が解除された区域よりも線量が比較的高く、 除染は推進されているものの、線量低減に向けた着実な取り組みが必要です。

- ◆ 町民の放射線に対する不安の解消のため、引き続き各種モニタリングと分かりやすい情報発信を図るとともに、「除染検証委員会」による除染の検証等に取り組みます。
 ①3
- ◆ また、町内全域において国の長期的な除染目標である「追加被ばく線量年間1mS v以下」の達成に向け、事後モニタリングと必要なフォローアップ除染について継 続的に取り組むよう、国等へ要請を求めていきます継続します。 ①3
- ◆ 仮置場については、除染土壌等廃棄物の搬出完了まで国、県、町による監視を継続します。返還後の土地利用計画に影響しないよう搬出を完了させ、速やかに原状回復し地権者に返還するよう求めます。②

施策の展開

(2) 除染等の推進による安全対策

ア 国と連携し除染や対象区域内廃棄物処理の推進

イ 町民の除染の不安に寄り添ったフォローアップの実施

成果指標名	現在値	目標値
仮置場数	6 箇所	1 窗所
100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	(令和7年5月)	(令和 12 年度)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

復興の基本方針V 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策1 被災者生活支援・絆の維持

(1) 被災者生活支援

居住地にとらわれない生活および生活再建に向けた支援の継続に取 り組みます。

(2) 絆の維持

町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます。

施策2 移住・定住の推進

(1) 移住・定住の推進

町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組み ます。

施策3 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の推進

地域でのコミュニティ活動を支援します。

施策4 復興を推進させる行財政運営

(1) 復興を推進させる行財政運営

復興を支える人材や財源の確保に取り組みます。

施策1 被災者生活支援・絆の維持

(1)被災者生活支援

◆居住地にとらわれない生活および生活再建に向けた支援の継続に取り 組みます

- ◆ 避難先でも各種証明書の交付、生活再建に向けた情報提供・相談対応ができるよう、福島、いわき及び二本松の各市に出張所を設置し、避難先での行政サービスの提供に取り組んできました。
- ◆ また、避難する町民に対し新たな住環境での生活支援や孤立防止のため、避難先の社会福祉協議会と連携し巡回訪問のほか、復興支援員による県内外での交流会や 生活再建などの支援を実施してきました。
- ◆ さらに、原発避難者特例法により、特例事務(医療・介護関係、教育関係等)について、避難先自治体から行政サービスが提供されるとともに、高速道路無料化、医療費窓口負担免除等被災者支援制度が実施されています。また、郵便を用いた紙での申請が定着しており、行政手続きのデジタル化が全国の自治体に比べて遅れている状況も踏まえ、今後も、生活に必要不可欠な行政サービスを継続させるため、国や避難先自治体等に引き続き要請する必要があります。
 ①
- ◆ 東京電力の賠償に関しては、損害項目別の解説記事を広報紙に毎月掲載したほか、 賠償請求状況の調査等により判明した請求困難者等へ、訪問等による請求書作成支 援に取り組んでいます。
- ◆ また、町のHPに町民のADR申立ての和解事例を掲載のうえ、町内外で相談会 を開催しています。しかし、参加者は減少傾向にあり申立てが進んでいない状況で す。ADR申立ての意義や簡易な申立書により解決が見込まれることを周知し、申 立ての促進を図る取組が必要です。②
- ◆ 令和5年1月に中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の基準が示されていますが、町民の個別事情や町の状況を踏まえ、適切な賠償が行われるよう東京電力に求めています。また、原子力損害賠償審議会には現地視察の際に、町の復興状況等を踏まえ町民に寄り添った適切な指針を示すよう要望しています。

- ◆ 避難先での各種証明書の交付や、生活再建に係る支援案内・相談対応のため、引き続き出張所等の設置により行政サービスを提供します。また、DXの推進によりサービス利便性の向上を図ります。 ①
- ◆ また、応急仮設住宅の供与終了に伴う住環境の変化に対応し、新たな居住先での孤立防止や安定した生活ができるよう、避難先の社会福祉協議会等関係機関と協力・連携し、相談窓口や巡回訪問などの生活支援や生活再建へ向けた支援制度に関する情報提供を継続します。 ①
- ◆ 原発被災者特例法が制定され、避難先自治体による行政サービスの提供や国等による各種被災者支援制度の実施が図られています。今後も安心して町内外で生活できるよう、これらの制度の継続を引き続き要請します。 ①
- ◆ また、避難先の公共施設の利用や生涯学習への参加、防災・防犯等の支援が受けられるよう避難先自治体に要請していますが、今後も協力・支援を求めるとともに、避難先自治体や支援団体と連携し、生活支援制度に関する情報提供等を継続して行います。 1
- ◆ 町民の生活再建のため、東京電力の賠償の適切な実施は不可欠です。町民の請求 状況や時効を踏まえ、早期に未請求状況を解消するため、引き続きHP等による賠 償に関する情報発信を進めるとともに、総合健診など多くの町民が集まる機会を捉 えて、簡易なADR申立書による解決法等の相談会を開催し、申立ての促進を図り ます。②
- ◆ また、東京電力に対し、自らが掲げる損害賠償に関する3つの誓い(「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」)を確実に 実行するよう求めます。
- ◆ さらに、原発事故に伴う損害賠償請求の時効は 10 年と規定されるなか、東京電力は「直ちに時効を援用することは考えていない」と表明しています。その履行のために、時効の完成以降であっても、町民に寄り添った柔軟な対応と適切な賠償を国や東京電力に求めます。 ②

施策の展開

(1)被災者生活支援

ア 避難先での行政サービスの提供

イ 賠償支援の実施

成果指標名	現在値	目標値
出張所来所件数	21,568 人/年	16,900 人/年
	(令和6年度)	(令和 12 年度)
窓口外で利用できる行政手続	2 種類	100 種類
サービス割合	(令和6年度)	(令和 12 年度)

(2) 絆の維持

◆町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます

- ◆ 「十日市」、「相馬野馬追」、「あるけあるけイベント」、春・夏・秋祭り等、震災前に実施していた伝統行事やイベントが町内で再開し、町民同士の交流やふるさととつながる機会が増えてきています。
- ◆ また、県内3ヵ所(福島市、郡山市、いわき市)の交流館と県外(関東圏)・県内に復興支援員を配置し、交流会・サロン活動支援、戸別訪問、情報発信等を実施し、 避難先における町民の生活再建の支援を行うとともに、自治会等のコミュニティ活動への補助を実施し、町民同士やふるさととの絆の維持に取り組んできました。
 ①
- ◆ さらに、町内の今や県内の情報を発信する取組として、ニュースアプリである「なみえ新聞」の運営を続けるとともに、避難先との交通利便性向上のため、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを運行しています。 ②
- ◆ また、長期避難により町とのつながりが希薄になっている町民のふるさとへの絆・関心を維持するため、避難する町民の声と合わせて、帰還町民の声やふるさとの状況等を積極的に発信するなどの取組が必要です。復興状況の発信が少なく、町の状況把握やがわからない、町内イベント等の告知の面でを知らないといった課題があります。 ③ ることから、旅と学びのポータルサイト「あいべぇなみぇ」における「浪江町イベントカレンダー」の運用などに取り組みます。

- ◆ 避難する町民の避難先での孤立防止や生活再建のため、町外交流館の運営のほか、 復興支援員を中心に情報提供、交流会支援等を継続するとともに、県内外での絆を 維持するコミュニティ活動支援を継続して行い、避難先での安心した生活につなげ ます。①
- ◆ また、町内での町民の交流機会の創出や、ふるさととつながる機会を維持するため、各種イベントの実施や支援を行います。
- ◆ さらに、町内の状況や町民の生の声を「なみえ新聞」により情報発信し、ふるさとの復興の姿を身近に感じられる取組を行なうとともに、町民同士がつながりを持てるよう避難先各地域において、SNSサービス*の講習会等を実施し、ICTのスキルを向上する取組を行います。あわせて、DXによる町民のつながりづくりを促進する仕組みの構築に向けて、SNSを通じて町民等に対して積極的に情報を届けるPush型の情報発信の充実や、町民との協働による情報発信(情報発信に関する研修等の開催)も進めていきます。 ③
- ◆ また、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを引き続き運行します。 ②
- ◆ 旅と学びのポータルサイト「あいべぇなみえ」における「浪江町イベントカレン ダー」の運用などに取り組みます。③

施策の展開

(2) 絆の維持

ア 避難先での絆の維持への支援

イ 復興の見える化の推進

成果指標名	現在値	目標値
復興コミュニティ事業 活動支援団体数	34 _{団体} (令和 6 年度)	34 _{団体} (令和 12 年度)
HP 閲覧数(累計)	362,175 件 (令和 6 年度)	2,190,000 件 (令和 12 年度)
町公式 LINE 利用者数	0 人 (令和 6 年度)	4,500 人 (令和 12 年度)

施策2 移住・定住の推進

(1)移住・定住の推進

◆町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組みます

現状と課題

- ◆ 震災以前より町の人口は減少し続けており、町からの転出者数が転入者数を上回る人口の社会減の状態が続いていました。平成29年3月に町の一部の地区で避難指示が解除され町内の居住人口は増加傾向にあるものの、帰還した町民は一部にとどまっております。
- ◆ そのため、人口ビジョンによる目標人口の達成のためには帰還する町民の増加だけではなく、移住・定住推進による人口の増加が必要になります。
- ◆ これまで、町内の住まいの再建に向けて、平成29年度に幾世橋地区に災害公営住宅(町民用85戸)と再生賃貸住宅(町民・転入者用80戸)、令和2年度に請戸地区に災害公営住宅(町民用26戸)を整備しました。現在は、浪江駅北側において令和8年度の完成を目指した公営住宅の整備を進めています。
- ◆ また、空き家・空き地バンクの運用や帰町に合わせた移転、住宅再建等に関する 支援など、町内での居住を促す様々な支援を行っています。
- ◆ さらに、移住総合相談窓口を設置し、移住・定住者の受入に向けた相談対応や各種支援制度の情報提供のワンストップ化を図りました。
- ◆ 今後も帰還町民や移住転入者などの様々なニーズに対応した支援や体制の充実が 必要です。
 ②
- ◆ 加えて、令和 12 年度末までの順次供用が予定されているF-REIの関連施設立地に伴い、研究者やその家族等の居住が期待される中、外国人を含む多様な人々を受け入れるための環境を周辺市町村と連携して確保していくことが求められます。
 ③
- ◆ また、周辺自治体でも同様の働きかけが始まっている中、本町への移住・定住を 促進するうえでは、「浪江ならでは」の魅力や特色といった付加価値の創出と発信も 重要な課題となっています。 ③

目指す姿と取組

- ◆ 帰還に向けた住環境整備のため、町内の個人住宅の再建等を継続して支援するとともに、ふるさとでの交流機会の創出や、帰還に向けた支援制度・相談体制の整備と合わせてふるさと情報の発信を継続して行うなど、町民の帰還促進を図ります。 13
- ◆ また、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画に基づき、企業誘致による町内の住宅需要の増加予測等も踏まえた浪江駅北側の公営住宅等の住環境整備を推進します。

- ◆ また、移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化してのするとともに、暮らしや観光に関する情報、支援メニューなどの積極的な発信、移住をお悩みの方のお試し居住、お試し就労等の利用、移住者への住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、移住者同士、町民同士の交流会などを通じて定住を支援します。①お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。
- ◆ さらに、大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・ 定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。あわせて、水素やゼロカーボン、 F-REIなど、浪江ならではの暮らしや観光に関する情報、支援メニューなどの 積極的な発信にも取り組みます。 ①3
- ◆ また、住みやすい住環境づくりのため、空き家等対策計画に基づき、民間事業者 主体、または官民協働による空き家や空き地の利用促進を図ります。あわせて、外 国人の受入れに対応した環境整備にも取り組みます。
 102
- ◆ 公営住宅の整備計画は令和2年度で完了していますが、企業誘致等による町内の住宅需要の増加予測なども踏まえ、浪江駅北側での公営住宅整備を推進します。

施策の展開

(1) 移住・定住の推進

ア町への帰還支援

- イ 空き家対策の推進
- ウ 移住促進の情報発信・入口支援
- エ 移住者の定住促進支援

成果指標名	現在値	目標値
住宅再建等支援による	11 世帯/年	30 世帯/年
帰還者数	(令和6年度)	(令和 12 年度)
移住相談件数(累計)	175 件	850 件
	(令和6年度)	(令和 12 年度)
移住者数(累計)	147 人	600 人
	(令和6年度)	(令和 12 年度)
多言語化対応施設数	3 箇所	13 箇所
	(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する主な個別計画

● まち・ひと・しごと創生 浪江町総合戦略(第2期)

施策3 地域コミュニティ活動の推進

- (1) 地域コミュニティ活動の推進
 - ◆地域でのコミュニティ活動を支援します

- ◆ 平成29年3月に本町の一部地域の避難指示が解除され、令和5年に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、多くの町民が県内外で長期の避難生活を強いられています。こうした状況下で従前の地域コミュニティは崩壊しており、行政区域で行われていた地域情報の共有や伝統文化の継承活動など、従前の自治活動が困難になっています。その中でも一部の行政区では自主的に地域活動を進め、コミュニティを維持していますが、行政区の境が不明確なため所属する行政区が分からない、集合住宅などの居住者の把握ができないといった課題が生じています。
 ○
- ◆ 町では、地域コミュニティ再生のため、クリーン作戦、花植え、交流の場づくり等帰還町民主体による自治・地域活動の支援や町外避難町民との交流の場の創出等に努めています。また、コミュニティ活動や行政区の集会所の整備等に対して補助制度を設けているとともに、町民の集いの場を確保するため、役場会議室や交流館等の貸出し支援を行っています。
- ◆ また、今後も町内居住人口の回復は緩やかな進行に留まると見込まれるとともに、 将来の帰還者や移住定住者の把握が難しく、厳しい行政区運営が想定されることか ら、今後の行政区のあり方について検討が必要です。

- ◆ 町民による自発的なコミュニティ活動や地域の活性化、地域課題の解決等に向けて、町民自らが立案し実践する体制を構築するため、コミュニティ活動や行政区の集会所整備等に対する補助金、更には集いの場の貸出し支援を継続することにより、地域コミュニティにおける自治能力の再生を図ります。 1
- ◆ また、町の復興には、行政区との協働関係が欠かせないため、今後の行政区のあり方について、地域で話し合う場づくりを働きかけ、支援するとともに、町内で生活される方の利便性向上に努めます。 ② 行政区内での主体的な協議等を重視し方向性を検討します。

施策の展開

(1) 地域コミュニティ活動の推進

ア 行政区活動への支援

イ 町内でのコミュニティ活動への支援

成果指標名	現在値	目標値
	(令和6年度)	(令和 12 年度)

施策4 復興を推進させる行財政運営

- (1)復興を推進させる行財政運営
 - ◆復興を支える人材や財源の確保に取り組みます

- ◆ 震災以降、多様化し、増加の一途をたどる行政課題に対応するため、組織の見直 しと人員の増強に取り組んできました。
- ◆ 財政の状況としては、震災からの復旧・復興事業の本格化により予算規模が拡大してきており、令和4年度決算の歳出総額は、平成22年度と比較し3倍を超える規模となっています。一方その財源は、平成30年度から令和4年度までの5か年の平均の財政力指数が0.41となるなど、国・県支出金、普通交付税及び震災復興特別交付税に依存している状況は変わりませんが、経常収支比率は令和4年度時点で標準的とされる目安内である84.6%にまで改善しています。
- ◆ 公共施設やインフラ等については、復興関連事業により、町民の帰還のための復旧や新たな整備に取り組んできました。しかし、今後極端な人口減少や少子高齢化などの影響により、厳しい財政状況が予想されます。そうした社会の変化に対応できる、公共サービスの提供や施設の安全性の確保、財政負担の低減が求められています。
 ①
- ◆ さらに、復興関連業務などにあたる職員一人当たりの業務量は増加傾向にあり、 DX推進による行政運営の効率化や簡素化によって職員の負担を軽減するとともに、 持続可能な行政運営に向けた多様な連携の仕組みづくりも求められます。②のため には、行政と町民、企業、NPO、大学、研究機関などの多様な主体が役割分担し、連携・協働することで新たな価値を創造していく「共創」の視点を取り入れることも 重要となっています。

- ◆ 町の復興は未だ道半ばの状況であり、引き続き復旧・復興の取組を推進していく 必要があるため、国や自治体等からの支援のもと、適切な人員の確保、組織の見直 し及び人材育成に努めます。②
- ◆ 福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国・県支出金、普通交付税の特例 措置、震災復興特別交付税など多くの復興財源に頼った行政運営をしています。その ため、町は第2期復興・創生期間後の継続的な財政支援を要望するとともに、DXを 推進し、事務の効率化、行政サービスの向上等を推進するとともに、経常経費の抑制 に努めつつ、受益者負担の適正化やふるさと納税の活用など自主財源や復興等を完遂 させるための財源の確保など、持続可能な行財政運営に向けた取組等に努めます。ま た、町単独で難しい行政サービスについては広域連携に取り組みます。
 □2
- ◆ 公共施設等の整備については、全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・ 統廃合・長寿命化等に取り組むことで財政負担の軽減・平準化に努めます。あわせ て、公共施設を解体した跡地や防災集団移転元地の利活用や処分について検討しま す。①
- ◆ 持続可能な行政運営に向けて、行政と町民、企業、NPO、大学、研究機関などの 多様な主体が役割分担し、連携・協働することで新たな価値を創造していく「共創」 の視点を取り入れます。

施策の展開

(1)復興を推進させる行財政運営

ア 効率的な行財政運営

イ 復興を完遂させるための財源の確保

成果指標名	現在値	目標値
事務・技術スキルアップ研修	456 人	680 人
の延べ受講者数(のべ)	(令和6年度)	(令和 12 年度)
若年層を中心とした	88 人/年	90 人/年
相談実施者数	(令和6年度)	(令和 12 年度)
施設維持管理経費の縮減率	- %	55 %
(令和 5 年度実績から)	(令和5年度)	(令和 12 年度)
公有財産の利活用率	- %	40 %
(令和7年度末に利活用可能 なものが対象)	(令和7年度)	(令和 12 年度)
経常収支比率	85.4 %	85 %
	(令和6年9月)	(令和 12 年度)
ふるさと納税寄附件数	622 件/年	970 件/年
	(令和6年度)	(令和 12 年度)

関連する 主な個別計画

● 浪江町公共施設等総合管理計画